

特定非営利活動法人 (NPO法人)

設立・運営の手引

(この手引は、大阪狭山市に対して設立認証等の申請や各種届出等を行う場合を対象にしています。)

令和8(2026)年2月

大阪狭山市

目 次

第1章	特定非営利活動促進法の概要	
1	法の趣旨	1
2	NPO 法人の要件	4
3	NPO 法人設立の手續	7
4	NPO 法人の管理・運営	8
5	法人格取得後の義務	11
6	認定NPO 法人制度の概要	12
第2章	NPO 法人の設立認証申請手續	
1	設立の認証のための申請手續	16
2	認証の基準	17
3	申請のフローチャート	18
4	申請に必要な書類	19
第3章	認証後の登記手續	
1	登記手續	48
2	登記完了届	51
第4章	NPO 法人の運営	
1	NPO 法人になってからの各種手續	53
2	事業報告書等の提出	56
3	役員に関して変更があった場合	85
4	定款を変更する場合	90
5	解散をする場合	111
6	合併をする場合	119
7	法人の認知度を高め、寄附金を集めやすくする方法	121
	FAQ (よくあるお問合せ)	FAQ -1
	様式集	様 - 1
	資料	資 - 1
1	特定非営利活動促進法	資 - 2
2	大阪府特定非営利活動促進法施行条例	資 - 32
3	大阪府特定非営利活動促進法施行細則	資 - 39
4	大阪狭山市特定非営利活動促進法等施行規則	資 - 45
5	組合等登記令	資 - 49